

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

那覇市長

## 公表日

令和7年6月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。養護老人ホーム、やむを得ない事由による措置。②措置に要する費用の全部又は一部を徴収する事務。
③システムの名称	庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表61の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第32条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠):行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86,87の項 (情報提供の根拠):なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課
②所属長の役職名	ちゃーがんじゅう課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-9010
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>申請者からの根拠書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(人手を介在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、以下のようリスク対策を行う。</p> <p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ることとする。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。</li> <li>・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li> <li>・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li> </ul>	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>申請者からの根拠書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(人手を介在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、以下のようにリスク対策を行う。</p> <p>那覇市個人情報の取扱いに関する安全管理要綱(令和5年8月29日市長決裁)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。また特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する等の対策を講ずる。</p> <p>以上の対策を講ずることとしていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
--	-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成21年3月20日	1 関連情報 1. 2事務の概要	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。②介護サービスに要する費用の全部または一部を徴収する事務。	①要介護認定の申請・契約利用等が困難な者などに対する措置。要援老人ホーム、中むを得ない事由による措置。②措置に要する費用の全部又は一部を徴収する事務。	事後	
平成21年3月20日	1. ③システムの名称	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	事後	
平成21年3月20日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険ファイル	高齢者福祉ファイル	事後	
平成21年3月20日	II しいい権利判断 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成24年4月1日	1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 所属長	ちやーがんじゆう課長 新垣 美智子	ちやーがんじゆう課長 知念 功	事後	
平成24年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 総務部 総務課市政情報センター	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成24年4月1日	1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 所属長の役職名	ちやーがんじゆう課長 知念 功	ちやーがんじゆう課長	事後	
平成24年4月1日	II しいい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成24年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成24年4月1日	II しいい権利判断項目 1. 取り扱った数 いつ時点の集計か	平成24年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成21年4月1日	IV リスク対策	-	(項目内容追加)	事後	
令和2年2月1日	1 関連情報 1. ③システムの名称	Acrocity・新福祉システム、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	Acrocity、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	事後	
令和2年2月1日	1 関連情報4. ②法令上の根拠	「別表第二における情報開示の制限」(審判法第18条第7号 別表第二の61.62の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32.33条	「別表第二における情報開示の制限」(審判法第18条第7号 別表第二の61.62の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32.33条	事後	
令和2年2月1日	II しいい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年2月1日	II しいい権利判断項目 2. 取扱った数 いつ時点の集計か	平成30年4月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター 電話:098-862-9930	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター 電話:098-869-9191	事前	
令和2年4月1日	1-4 ②法令上の根拠	「別表第二における情報開示の制限」(審判法第18条第7号 別表第二の61.62の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32.33条	「別表第二における情報開示の制限」(審判法第18条第8号 別表第二の61.62の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32.33条	事後	
令和2年11月20日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	Acrocity、庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	庁内連携システム、宛名システム(番号連携サーバー)、中間サーバー、WebRings	事後	
令和2年11月20日	1 関連情報 2. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第32条	事後	
令和2年11月20日	1 関連情報 1. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「別表第二における情報開示の制限」(審判法第18条第8号 別表第二の61.62の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第32.33条	「情報開示の制限」(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第8号に基づく主務省令第2条の表68の項) (情報提供の制限):なし	事後	
令和2年11月20日	II しいい権利判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和2年2月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和2年11月20日	II しいい権利判断項目 2. 取扱った数 いつ時点の集計か	令和2年2月1日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和2年11月20日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(人手)	[ ]接続しない(人手) ・目的外の手が行われるリスクへの対策は十分である ・大規模な発生するリスクへの対策は十分である ・有断の掲載 申請者からの提供書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(本人存在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、以下のようにリスク対策を行う。 【マイナンバー利用書類におけるマイナンバー登録番号に係る機密的ながドライン】に似、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を強制し、任意で提出を行う際には4桁又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守する。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を要することとする。 また、人手が介在する場面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、次のように対策を講ずる。 ・特定個人情報を受け取る際(USBメモリを使用する場合)は、専用の、標準化されたパスワードによる保護、種々なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施設で保管する等、適切な管理を要することを確認する。 ・後戻り期間に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を「システム」で「人的」な人的ミス	事後	
令和2年11月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	[○]接続しない(人手)	[ ]接続しない(人手) ・目的外の手が行われるリスクへの対策は十分である ・大規模な発生するリスクへの対策は十分である ・有断の掲載 申請者からの提供書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(本人存在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、最も優先度が高いと考えられる対策をとり、以下のように対応する。 【マイナンバー利用書類におけるマイナンバー登録番号に係る機密的ながドライン】に似、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を強制し、任意で提出を行う際には4桁又は住所を含む情報による照会を行うことを厳守する。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を要することとする。 また、人手が介在する場面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、次のように対策を講ずる。 ・特定個人情報を受け取る際(USBメモリを使用する場合)は、専用の、標準化されたパスワードによる保護、種々なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施設で保管する等、適切な管理を要することを確認する。 ・後戻り期間に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を「システム」で「人的」な人的ミス	事後	
令和2年11月20日	IV リスク対策 9. 監査		実施の有無 [○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和2年11月20日	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発		[十分である]	事後	
令和2年11月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		・最も優先度が高いと考えられる対策 ⑧ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ・当該対策は十分【再掲】 申請者からの提供書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(本人存在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、最も優先度が高いと考えられる対策をとり、以下のように対応する。 那覇市個人情報の取扱いに関する安全管理要領(令和5年8月29日市長決動)及び特定個人情報保護の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講ずるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管する。また特定個人情報を含む書類は、施設で保管する等、適切な管理を要することを確認する等の対策を講ずる。 以上の対策を講ずることとしていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	